消防法

消防長等の同意
- 法7条1項、令1条
- 消防長又は消防署長
  - 同意（原則として）
    - 確認；建築主事 指定確認検査機関
    - 許可；特定行政庁
- ただし
  - 同意を必要としない
    - 防火地域及び準防火地域以外
    - 専用住宅又は兼用住宅

屋内消火栓設備
- 令11条
- 設置が必要な場合
- 主要構造部を耐火構造
  - 難燃材料とする　対象の面積✖３倍
  - 難燃材料とする　対象の面積✖２倍
- 準耐火構造　難燃材料とする　対象の面積✖２倍

自動火災報知器設備
- 令21条
- 延面積；300㎡以上　三号
- 延面積；500㎡以上　四号
- 床面積300㎡以上　地階、無窓階、3階以上の階

防火管理者
- 法8条
- 防火責任者
  - 学校、病院、工場
  - 事業場
- 収容人員が10人以上
- 収容人員が30人以上
- 収容人員が50人以上

スプリンクラー設備
- 令12条1項
- 舞台部の床面積
  - 300㎡以上
    - 地階
    - 無窓階
    - ４階以上
  - 500㎡以上　その他
- 平屋以外の防火対象物
  - 3,000㎡以上　病院
  - 6,000㎡以上　その他

非常警報器具又は非常警報設備に関する基準
- 令24条２項
- 非常ベル、自動サイレン 放送設備
- 収容人数が20人以上

特定防火対象物
- 既存建築物　適用除外を行わず　消防用設備等の設置及び維持について規定に適合させなければならない
- 多数の者が出入りするものとして政令で定める防火対象物

防火対象物
- 令別表１

屋外消火栓設備
- 令19条
- 防火対象物のうち床面積が所定の面積以上
  - 9,000㎡以上　耐火建築物
  - 6,000㎡以上　準耐火建築物
  - 3,000㎡以上　その他

排煙設備に関する基準
- 令28条1項
- 地階又は無窓階
  - 床面積
  - 1,000㎡以上